

学童クラブ保護者様

特別警報・暴風警報等に伴う対応について（保存版）

京都市音羽児童館 館長 丸山 修

1. 特別警報が発令された場合その種類を問わず（大雨，暴風など6種類）児童館は閉館となります。

- 児童がまだ学校にいる場合… 児童館は閉館となります。
- 児童が児童館にいる場合 … 児童館は閉館になります。お迎えをお願いします。

2. 特別警報が解除になった場合(ア) 特別警報が解除された後，引き続き暴風警報が発令されている場合

平成30年7月2日付「台風接近に伴う措置について」記載の通り開館します。

暴風警報	小学校の対応	児童館
午前7時までに解除	通常通り	① 学童クラブ：通常通り ② 児童館：午前10時から開館
午前9時までに解除になった場合	3校時 (10時30分) から始業	① 学童クラブ：通常通り ② 児童館：午前10時から開館
午前11時現在までに解除された場合	5校時 (13時25分) から始業【給食中止】	① 学童クラブ：通常通り ② 児童館：午前10時から開館
午前11時現在，警報発令中の場合	臨時休業	臨時休館
午前11時以降に解除	臨時休業	解除時刻以降から開始 (昼食はとってくる)
小学校授業中発令	臨時休校へ (直ちに集団下校)	臨時休館
登館後（放課後）に発令		臨時休館へ

(イ) 特別警報が解除された後，暴風警報が発令されていない場合

特別警報の解除後，安全確認の後，2時間後をめぐりに開館します。

ただし，職員が出勤し，受け入れ体制が整っていることが前提となりますので，一斉メール配信，ホームページ，電話等でご確認ください。（音羽児童館 582-8818）

(ウ) 前日夜から引き続いて午前0時現在 特別警報が発令されていた場合

→特別警報及び暴風警報が午前7時までに解除されても，小学校は終日臨時休業

⇒児童館は「午前8時」または「特別警報解除後2時間後」のいずれかのうち，遅い方をめぐりに開館します。

(エ) 前日夜に発令されていた特別警報が午前0時までに解除された場合

→暴風警報が午前7時までに解除されていても，小学校は5校時からの始業

⇒児童館は通常通り開館します。

3. 避難勧告・避難指示発令時について

- ◆ 学区等に何らかの避難勧告等（※）が発令された場合は、いずれの状況においても臨時休館となります。その際には、児童館より保護者の皆様に速やかにご連絡いたしますので、お迎えのご協力をお願いいたします。

※「避難指示（緊急）」、「避難勧告」、「避難準備・高齢者等避難開始」

施設が所在する学区に以下の発令がなされた場合		
避難指示（緊急）、「避難勧告」	避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報のみ
休館	休館	開館

4. 水害避難勧告等について

- ◆ 音羽学区は、「山科川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。音羽学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

5. 音羽学区も含めた京都市全域のどこかの行政区で「震度5弱以上の地震」が発生した場合

地震発生の時刻	小学校の対応	児童館
<u>午前0時まで</u> に発生した場合	翌日を臨時休校	施設の安全確保と、職員体制が確保できる範囲で開館します。
<u>午前0時～登校まで</u> に発生した場合	当日を臨時休校	同上
<u>休業日、休業前日</u> に発生した場合	原則 臨時休校 (安全が確保でき授業を実施する場合は連絡があります)	同上